

原子力安全委員会の廃止に際して
(案)

平成24年9月18日
原子力安全委員会

原子力安全委員会は、昭和53年（1978年）10月に当時の原子力委員会から分離される形で総理府に設置され、平成13年には内閣府に移管されて今日に至っているが、新たな原子力規制組織を発足させるための法律の施行により、その34年間の歴史を閉じることとなった。今般、原子力安全委員会の廃止に当たり、昨年（平成23年）3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による未曾有の原子力災害への対応を中心として、ここ1～2年の原子力安全委員会の活動を振り返るとともに、今後の原子力安全の確保のために望むことを次のとおりとりまとめ、公表することとする。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、誰もが起きてはならないものと考えていたシビアアクシデントが我が国で現実に起こったものであり、結果として、この事故を未然に防止することができなかつたことについて、原子力安全委員会は真摯に反省しなければならない。

事故の背景にある根本原因の究明や事故への対応の適切性の検証は別の場で行われてきたこともあり、原子力安全委員会として事故についての総括を独自に行なうことは差し控えるが、これまで原子力安全委員会が設置されて以来、その時々で行ってきたことについては、原子力安全委員会自らが点検を実施し、適切ではなかったと認められるものについては見直しを行うことが、廃止までの間における原子力安全委員会としての責務であると考えて、この約1年半の重点的活動方針してきた。

原子力委員会及び原子力安全委員会設置法によれば、原子力安全委員会の重要な任務の一つは安全の確保のための規制に関すること等について企画、審議、決定することである。このため、原子力安全委員会では、これまで、原子力安全委員会決定等によって安全確保や障害防止等に係る基本的考え方を示してきた。また、原子力安全委員会では、必要に応じ安全審査指針類や防災指針等を示してきている。しかしながら、それらの策定や改訂が国際的動向を踏まえ時宜を得て実施してきたとは言えず、この点を踏まえ、原子力安全委員会は、平成22年12月2日に自らの当面の施策の基本方針を改定し、原子力安全の基

本原則の明文化や指針類の見直しに着手していたが、事故が発生し、結果的に見直しが間に合わなかった。

【参考—1】

今回の原子力緊急事態の発生に対応し、原子力安全委員会は、緊急事態応急対策調査委員等を招集し、事故に関する情報の収集・分析を行い、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力防災対策上の防護区域の設定や飲食物の摂取・出荷制限等の多岐にわたる技術的事項に関して、原子力災害対策本部等に対して約200件を数える意見の提示及び技術的助言等を行ってきた。

【参考—2】

また、上記の意見や技術的助言等の基礎となる原子力安全委員会の「基本的考え方」等を定例会議や臨時会議の場において示してきた。これらの中には、環境モニタリングの実施、除染作業等の被ばく低減対策、各種復旧対策において、引き続き適用・応用可能なものが含まれている。また、放射線防護に関する「基本的考え方」は、緊急被ばく状況から現存被ばく状況への移行とその状況の継続への対処に係るものであり、今後とも周辺住民等の放射線防護の最適化に向けて、関係機関が共有することを要望する。

【参考—3】

平成22年12月2日に改定した当面の施策の基本方針に基づき、外部の専門家を含めて最初に検討を始めたシビアアクシデント対策については、事故後の平成23年8月に検討を再開し、強化策の具体化や法令要求化の方針を含む「発電用原子炉施設のシビアアクシデント対策について」を昨年10月20日に原子力安全委員会決定した。また、関連して、原子炉施設における事故の発生防止及び影響緩和の主要な手段である「多重防護」の概念については、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策－多重防護の考え方について－」を本年9月10日に原子力安全委員会としてとりまとめた。

【参考—4】

「安全設計審査指針」には、昭和52年の原子力委員会（当時）による改訂時から、「長期間にわたる全交流電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。（現行指針の「指針27. 電源喪失に対する設計上の考慮」の解説）」という記載があり、これが改められなかつたことについては、安全審査や安全対策に影響を与えたことを認めなければならぬ。

また、「耐震設計審査指針」においては、平成18年9月の全面的な改訂時に、

耐震性に加えて津波対策を設計上考慮するよう規定を設けたものの、これに基づく既存施設の耐震性及び津波対策についてのバックチェックは即応性をもつて実行に移されなかった。

これらの「安全設計審査指針」、「耐震設計審査指針」類については、原子力安全委員会として、昨年の6月以来、今回の事故及び最新の知見を踏まえて、関連する指針類の見直し作業を進め、本年3月末までにいずれも中間とりまとめに至っている。

【参考—5】

さらに、自然科学の観点からは想定を超える津波が発生する可能性が否定できないことから、そのような想定を超える津波に対するシビアアクシデントの発生防止及び影響緩和のあり方についても別途、外部の専門家を交えての検討を進め、対策についての基本的考え方のとりまとめを行った。

【参考—6】

原子力防災対策関連の指針類も、今回の事故により変更の必要な項目があることが明らかになった。そこで、この事故からの教訓及び国際的な考え方を取り入れ、防災対策の抜本的な見直しを図る必要があると考え、防護対策実施の基本的考え方や、防護措置実施の判断基準、防災対策を重点的に充実すべき地域等についての検討を行い、平成23年11月17日に「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」について、さらに平成24年3月22日に「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について（中間とりまとめ）」のとりまとめに至った。

【参考—7】

上記のシビアアクシデント対策に関する基本的考え方や各種指針類の見直しに関する中間とりまとめについては、現時点での専門家による最新の知見や安全に関する考え方を踏まえたものであることから、新たな原子力規制組織における法令要件化や技術基準等の検討に当たっては、これらの検討内容が取り入れられるよう要望する。

原子力安全委員会が平成23年7月6日に経済産業大臣宛てに要請した総合的安全評価の趣旨は、事業者が自らの施設の頑健性、あるいは相対的な脆弱性などを評価することにより、国の基準以上に事業者が自主的に安全レベルを高める取組を実行に移すことを促すことである。この趣旨から、総合的安全評価は原子力安全・保安院が実施計画で設定した二次評価の内容を含め速やかに実施することが重要であり、また、このような評価を施設の供用期間中を通して繰

り返し実施することが、原子力安全対策の継続的改善の観点から極めて重要である。新たな原子力規制組織においては、総合的安全評価の取組を定着させ、安全対策の継続的改善の実現を確保するよう要望する。

【参考—8】

今後の原子力安全の確保のため強く望むことは、電力会社等事業者による原子力施設の安全確保に関する一義的責任の自覚である。事業者自らが安全確保のため最大限の努力を払わなければならない。このため、国が求める安全基準を満足することはもちろん、自らの施設の相対的脆弱性を客観的に評価して安全性を向上させる対策を継続的に実施するとともに、その内容を国民に対し説明することが求められる。

原子力規制組織は、中長期的な規制政策及び最新の知見に基づいて安全基準を定めるとともに、事業者が安全基準を満足しているにとどまらず最高の安全水準を目指して努力していることを確認しなければならない。審査や検査等の日常的な規制活動についても、前例踏襲や形式偏重にとらわれることなく施設の安全性向上に実質的に寄与するものとなっているかを自ら検証し、また事業者自身による安全性向上努力を促すものとなるよう絶えず見直していくかねばならない。これらの検証結果や見直しについて国民への説明が必要なことは言うまでもない。

我が国ではこれまで、原子力発電に伴う潜在的危険性について明確に議論することを意識的に避けてきており、この結果、周辺住民をはじめとする一般公衆を放射線リスクから防護するための具体的な方策に正面から取り組む姿勢に欠けていた。今後は、事業者及び原子力規制組織を含む関係者は、まず、原子力安全対策における国際水準との整合性を確保することはもちろんのこと、さらに世界最高の安全水準を目指していく必要がある。

新たな原子力規制組織を中心とする今後の体制については、安全確保のための効果的・効率的な組織・制度の構築が期待される。その中核となる要素は「人」である。原子力安全規制に当たる者には、安全確保に対する強い使命感はもちろん、安全確保のための基礎知識、応用能力、判断能力が要求される。規制に当たる者の能力と成果が、安全確保という使命に照らして正当に評価され、実際の職務を通じて能力が育成されるような仕組みの構築を期待する。

【参考—1】

原子力安全委員会は「原子力安全の確保のための基本的考え方の提示」と「実際の規制に当たる行政庁の監視・監査」が主要な任務であると認識し、平成22年12月2日これに基づいて当面の施策の基本方針を改定した。

前者については、従来、原子炉等規制法に規定する「災害の防止上支障のないこと」の判断基準として安全審査指針類を定めてきたが、そこで想定を上回る事故すなわちシビアアクシデントについては、事業者自主によるアクシデントマネジメントを求めていた。原子力安全委員会では国際的動向も勘案しつつ、安全審査指針類より上位の基本原則を記した文書を策定し、安全目標の明確化とリスク情報の活用などとともにシビアアクシデント対策の高度化を目指し、防災指針の改訂等も行い、原子力安全の基本的考え方の提示を速やかに行うこととしていた。

後者については、原子力安全委員会が実施するダブルチェックや規制調査の実効性を高める方策を検討するとともに、規制制度のあり方全体について関係者間での議論を開始しようとしていた。また、原子力安全規制を支える環境整備の重要性も認識し、議論を始めていた。

＜資料＞原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について（平成22年12月2日 原子力安全委員会決定）

<http://www.nsc.go.jp/info/20101202.pdf>

【参考—2】

原子力安全委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力緊急事態の発生に対応し、緊急事態応急対策調査委員等を適宜招集し、事故に関する情報の収集・分析を行い、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害対策本部等に対して意見や技術的助言を述べてきている。

これらの意見や技術的助言については、約200件を数えるが、それらは原子力安全委員会のホームページに掲載されている。以下にその代表的なものを掲げる。

- 「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について（平成23年4月10日）
- 「福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方」に対する助言について（平成23年4月19日）

○原子力災害対策特別措置法第20条第6項に基づいて意見を求められた件に対する意見

(飲食物の出荷制限等を実施すべき区域の変更) (平成23年8月4日)

○原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づいて意見を求められた件に対する意見

(東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態解除宣言について) (平成23年12月26日)

<資料>原子力安全委員会において3月11日以降に行った助言の活動について

<http://www.nsc.go.jp/ad/advice.html>

【参考—3】

原子力安全委員会が、定例会議や臨時会議の場において提示し、原子力災害対策本部や各省庁からの放射線防護に関する関連した質問や助言要請への対応に用いた「基本的考え方」等について、代表的なものを以下に示す。

- ① 第19回臨時会議(平成23年3月25日) 資料第1号 緊急時モニタリング及び防護対策に関する助言
- ② 第19回臨時会議(平成23年3月25日) 資料第2号 緊急時モニタリングデータに基づく線量評価方法について(提言)
- ③ 第33回臨時会議(平成23年5月19日) 資料第6号 放射線防護に関する助言に関する基本的考え方について
- ④ 第39回臨時会議(平成23年6月3日) 資料第2号 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について
- ⑤ 第54回臨時会議(平成23年7月19日) 資料第4号 今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について
- ⑥ 第55回臨時会議(平成23年7月21日) 資料第4号 今後の放射線モニタリングに関する基本的考え方について
- ⑦ 第59回臨時会議(平成23年8月4日) 資料第3-2号 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について
- ⑧ 第3回定例会議(平成24年1月16日) 資料第1号 今後の放射線モニタリングの在り方について

なお、上記①に関連して、平成 23 年 5 月 12 日の臨時会議の資料第 4-1 号で「原子力安全委員会における SPEEDI の活用について」の種々の取組内容が紹介されている。また、上記④については、平成 23 年 12 月 12 日の定例会議の資料第 1 号で「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条等の環境省令の制定について（答申）」等に用いられている。さらに、上記⑤と⑦については、平成 23 年 8 月 4 日の第 59 回臨時会、9 月 30 日の第 72 回臨時会、平成 24 年 3 月 30 日の第 16 回臨時会、6 月 14 日の第 28 回臨時会において、原子力災害対策特別措置法の規定に基づいて求められた意見等に用いられている。

＜資料＞原子力安全委員会・会議資料

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/index.htm>

【参考—4】

原子力安全委員会は、平成 4 年 5 月に「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」（平成 9 年 10 月一部改正）を決定し、原子炉施設がシビアアクシデントに至る可能性ができるだけ小さくするとともに、万が一、シビアアクシデントに至った場合でもその影響を緩和するため、原子炉設置者において効果的なアクシデントマネジメントを自主的に整備する等としてきた。

その後、平成 22 年 12 月 2 日に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」を改定し、その中でシビアアクシデント対策のあり方等について再検討することとした。これを受け、平成 23 年 2 月に、シビアアクシデント対策の高度化等の検討を行うため、外部の専門家との積極的な意見交換を開始した。

その直後に東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、原子炉設置者による自主的なリスク低減努力の有効性について、重大な問題があったことが明らかとなつたことから、その後、平成 23 年 8 月に外部の専門家との意見交換を再開し、シビアアクシデント対策の新たな枠組みについての基本的な考え方について検討を進めた。

そして、この外部専門家との意見交換の結果をもとに、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」（平成 23 年 10 月 20 日原子力

安全委員会決定）を取りまとめたが、この中において、IAEA-INSAG の多重防護策の定義による第 4 の防護レベルに相当する「シビアアクシデントの発生防止、影響緩和」におけるシビアアクシデント対策の強化や、シビアアクシデント対策における原子炉設置者と規制の役割、法令要求化の範囲等のシビアアクシデント対策の新たな枠組みについての考え方を示した。

さらに、引き続き、多重防護について、原子力の安全確保における 5 階層多重防護の意義・役割、各層における安全評価の在り方、各層における防護対策及び規制の在り方等について、外部専門家との意見交換を通じて検討を行い、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策 一多重防護の考え方についてー」（平成 24 年 9 月 10 日 原子力安全委員会）をとりまとめた。

＜資料＞発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について
(平成 23 年 10 月 20 日)

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan076/siryo2.pdf>

発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策 一多重防護の考え方についてー（平成 24 年 9 月 10 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan036/siryo4-1.pdf>

発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策 一多重防護の考え方について（概要）ー（平成 24 年 9 月 10 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan036/siryo4-2.pdf>

【参考—5】

原子力安全委員会は、自らが行う安全審査（基本設計段階において規制行政庁が行った判断について二次的に審査するいわゆるダブルチェックとしての安全審査）の際の判断の基礎となる指針類を内規として策定してきた。

今般の東京電力福島第一原子力発電所における事故においては、地震及び津波により、長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことにより、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至った。原子力安全委員会としては、これまでに蓄積された知見や、今回の地震及び津波に係る知見、事故の教訓を踏まえ、安全確保策の抜本的な見直しを図る必要があると考え、平成 23 年 6 月 16 日に原子力安全

基準・指針専門部会に対し、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成2年8月原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月原子力安全委員会決定）並びに関連指針類に反映させるべき事項についての検討を指示し、それを受け、原子力安全基準・指針専門部会は安全設計審査指針等検討小委員会及び地震・津波関連指針等検討小委員会を設置し、検討を進めた。

まず、安全設計審査指針類に関する事項については、安全設計審査指針等検討小委員会の場を中心に、喫緊の課題である全交流動力電源喪失及び原子炉の熱を最終的な熱の逃し場に輸送する機能の喪失に関する対策を中心に検討が行われ、基本的な考え方を整理したほか、水素の漏洩対策や施設の状況監視等の今後も継続して検討すべき課題が抽出され、平成24年3月14日に安全設計審査指針等検討小委員会から原子力安全基準・指針専門部会に対して検討結果の報告がなされ、さらに当委員会は本年3月22日に原子力安全基準・指針専門部会及び安全設計審査指針等検討小委員会から報告を受けた。

特に、全交流動力電源喪失に関しては、全交流動力電源喪失の発生を防止するための信頼性向上に係る対策や、代替電源を設置し、全交流動力電源喪失発生時においても原子炉の冷却機能を維持するなどの要求を盛り込んだ指針の改訂案等を取りまとめた。

＜資料＞安全審査指針類の検討について（報告）（平成24年3月22日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan014/siryo1.pdf>

別添1 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」

さらに、耐震設計審査指針類に関する事項については、地震・津波関連指針等検討小委員会の場を中心に検討が行われ、津波対策について、従来は地震随伴事象として取り扱ってきたところ、津波に対する安全設計のための独立した項目立てを行う等の耐震設計審査指針類の改訂案がとりまとめられ、平成24年3月14日に地震・津波関連指針等検討小委員会から原子力安全基準・指針専門部会に対して検討結果の報告がなされ、さらに当委員会は本年3月22日に原子力安全基準・指針専門部会及び地震・津波関連指針等検討小委員会から報告を受けた。

それらにおいて、施設の安全設計において基準とする津波（以下「基準津波」という。）の規模の想定は、施設近傍の津波堆積物や古文書等から推定される過

去の大津波を上回る規模とすることを求め、さらに、津波の発生機構や地質構造的な条件の類似性を考慮した上で、国内外の津波事例を踏まえて最大規模を検討するよう求めている。なお、基準津波に対しては、敷地を浸水させないとを設計上の基本とすべきとしている。

＜資料＞安全審査指針類の検討について（報告）（平成 24 年 3 月 22 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan014/siryo1.pdf>

別添 2 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」

【参考—6】

上記参考—4 のとおり、原子力安全委員会は、原子力安全基準・指針専門部会に対し、耐震設計審査指針類に反映させるべき事項について検討を指示し、地震・津波関連指針等検討小委員会の場を中心に検討したが、それと並行して、自然科学の観点からは想定を超える津波が発生する可能性が否定できないことから、そのような想定を超える津波に対するシビアアクシデントの発生防止及び影響緩和のあり方についても別途、外部の専門家を交えて検討を行った。

その結果、原子力安全委員会は、基準津波を超える津波に対して原子炉施設が高い頑健性を持つよう、多重防護の考え方に基づき、建屋の水密化、施設の耐水性の強化、高所への配置変更等、津波の早期検知及び津波来襲に備えた措置並びに施設の安全機能の復旧措置や代替策の整備等の対策を講ずることが必要であるとの基本的考え方のとりまとめを行った。

＜資料＞発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について

（想定を超える津波に対する原子炉施設の安全確保の基本的考え方）

（平成 24 年 3 月 12 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan012/siryo4.pdf>

【参考—7】

今般の東京電力福島第一原子力発電所における事故においては、地震及び津波により、長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことにより、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出される

という深刻な事態に至った。

原子力安全委員会としては、平成 23 年 6 月 16 日に、同事故からの教訓及び国際的な考え方を取り入れ、防災対策の抜本的な見直しを図る必要があると考え、原子力施設等防災専門部会に対し、防災指針及び関連指針類に反映させるべき事項について検討を指示した。

原子力防災対策に関する指針類の見直しについては、原子力施設等防災専門部会が防災指針検討ワーキンググループを設置し、防護対策実施の基本的考え方や、防護措置実施の判断基準、防災対策を重点的に充実すべき地域等についての検討を行った。当委員会は、原子力施設等防災専門部会及び防災指針検討ワーキンググループから、平成 23 年 11 月 17 日に「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」について報告を受け、さらに平成 24 年 3 月 22 日に「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について（中間とりまとめ）」の報告を受けた。

この中間とりまとめの報告における主な内容は、次のとおりである。

- 防災対策を重点的に充実・実施すべき地域として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）等を設ける。
- 放射性物質の放出時期や風向・風速についての変動が複雑なことからその予測が困難である等により、予測的な手法に基づいた意思決定に代えて、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、放射性物質が放出される以前に予防的避難等の防護措置を実施し、事故の推移等によりさらに避難等の範囲を拡大する予防的な防護措置の仕組みを構築する。
- オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会にて対応を協議する仕組みに代えて、原子力施設から充分離れ交通・通信の確保が容易な司令塔となるべき拠点において迅速に防護対策を決定する仕組みを構築する。

＜資料＞原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（平成 23 年 11 月 17 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan081/siryo1.pdf>

「原子力施設等の防災対策について」の検討について（報告）（平成 24 年 3 月 22 日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan014/siryo2.pdf>

【参考—8】

原子力安全委員会は、平成23年7月6日に発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（以下、「総合的安全評価」という）の実施を経済産業大臣に要請した。その後、平成23年7月11日に内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣が示した「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」においては、総合的安全評価は一次評価と二次評価に分けて実施することとされ、原子力事業者が行った原子力発電所の安全評価の結果について、原子力安全・保安院が確認し、さらに原子力安全委員会がその妥当性を確認することとされた。

これに関連し、原子力安全委員会は、原子力安全・保安院からの関西電力（株）大飯発電所3号機及び4号機に関する一次評価の審査結果の報告に関し、平成24年3月23日に、原子力安全委員会としての見解を取りまとめて公表した。

なお、原子力安全委員会が平成23年7月6日に要請した総合的安全評価の趣旨は、事業者が自らのプラントの頑健性、あるいは相対的な脆弱性などを評価することにより、事業者自らが国の基準以上に自主的に安全レベルを高める取組を促すことである。この趣旨から、総合的安全評価は二次評価まで含めて速やかに実施されることが重要である。

＜資料＞東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価の実施について（平成23年7月6日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2011/genan050/siryo1.pdf>

発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する原子力安全・保安院の確認結果に対する原子力安全委員会の確認の進め方について（平成24年2月13日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan007/siryo1-4.pdf>

発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する原子力安全委員会の行う確認に係る方針等について（平成24年2月20日）

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan009/ssiryo1.pdf>

関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する原子力安全・保安院による確認結果について（平

成 24 年 3 月 23 日)

<http://www.nsc.go.jp/anzen/shidai/genan2012/genan015/siryo1.pdf>

- ※ 原子力規制委員会の発足に伴い、上記資料の掲載場所としてお示した URL は変更されることになります。なお、原子力規制委員会発足後においても、これまでに原子力安全委員会がホームページ上で公表していた資料は原子力規制委員会のホームページ上で引き続き閲覧が可能となる予定です。